

2026年版不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針 (2026年6月12日公表)

産業構造審議会 通商・貿易分科会 不公正貿易政策・措置調査小委員会が本日公表した2026年版不公正貿易報告書は、WTO協定をはじめとする国際ルールに照らして疑義がある主要国の貿易政策・措置につき、「ルール志向」の概念に基づき、広範な指摘を行っている。

WTOの紛争解決制度は、ルールに不整合な措置の是正を勧告するに留まらず、勧告の履行の監視手続や履行されない場合の対抗措置等も備えていることから、勧告の履行率は高く、WTOルールの実効性の維持に貢献している。しかしながら、2019年12月以降、機能停止中の上級委員会に上訴することで紛争案件を事実上の塩漬け状態とする「空上訴」が積み重なり、ルールに基づくガバナンスが十分に働かなくなる危機にある。こうした中、我が国は、紛争解決制度改革の実現に向けて引き続き取組を続けるとともに、改革実現までの間も多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA: Multi-Party Interim Appeal Arbitration Arrangement）の活用も含め、ルールに基づく紛争解決が行われるよう取り組んでいく。

他方、近年、一部の新興国による非市場的な措置により、多角的自由貿易体制の基礎である競争基盤や市場の機能が歪められかねないとの懸念が広がっており、不公正な貿易政策・慣行が国際場裏において問題となっている。こうした政策・慣行の結果として生じる経済的不均衡の是正を求め、一方的措置が講じられる事例も散見される。そのうえ、地政学的緊張の高まり等に伴うサプライチェーン・リスクへの対応を始め、各国・地域が自国優先主義に傾斜するなど、自由貿易体制と経済安全保障のバランスが揺れ動く中で、国際的な経済秩序の在り方が問われている。こうした状況において、我が国は、WTO、G7などを通じ、公平な競争条件（level playing field）確保のためのルール形成等に向けた取組を更に進めることで、「自由で、公平で、透明で、予見可能性のある安定的な貿易投資環境」を維持する。さらに、威圧的な経済的措置及びその威嚇により、他の政府による正当な主権的選択に干渉する行為、いわゆる経済的威圧への懸念が高まっていることも踏まえ、かかる行動への評価・準備・抑止・対応に関する同志国との協力を強化していく。

特に、2026年5月のG7貿易大臣会合では、特に重要鉱物について、サプライチェーンの混乱を招き、経済安全保障及び経済の強靱性を損なう恐れがある恣意的な輸出制限を通じたものを含む経済的威圧に対する深刻な懸念を表明するとともに、経済的威圧に対する抑止を図り、必要な場合は、行動を取る用意がある旨、盛り込んだG7貿易閣僚コミュニケを採択した。

上記のシステミックな問題への対応に加え、2026年版不公正貿易報告書で指摘された政策・措置を踏まえ、特に、以下の個別案件については、二国間・多国間協議等を通じて問題解決を図るなどして、優先的に取り組むこととしたい。各案件の詳細は、参考部分に掲載する。

(1) 二国間・多国間協議等を通じて問題解決を図る政策・措置

下記案件については、二国間協議や WTO 通常委員会をはじめとする多国間協議等を通じて問題解決を図っていく。

- 中国：輸出管理法
- 中国、香港、マカオ、ロシア：ALPS 処理水放出を受けた日本産水産物の輸入停止措置
- 中国：政府調達における内資企業・国産品の優遇措置
- 中国、米国、インド、インドネシア：貿易救済措置の不適切な運用
- 米国：1962 年通商拡大法 232 条等に基づく輸入制限措置
- インドネシア：鉄鋼製品、繊維製品、電気製品等の輸入制限措置
- EU：炭素国境調整措置（CBAM）
- EU：鉄鋼製品に対する累積的貿易制限措置
- EU：F ガス規制
- フランス：EV 補助金の補助金適格要件の改正

下記案件については、現行ルールに基づき二国間協議や WTO 通常委員会をはじめとする多国間協議等を通じた対応を進めるとともに、新しいルールの形成も含めた対応を検討・実施していく。

- 中国：産業補助金
- 中国：サイバー・データ関連規制
- 中国：強制技術移転
- ベトナム：サイバー・データ関連規制

(2) WTO 紛争解決手続に付されたもの

下記案件については、我が国が WTO 紛争解決手続に付託しており、同手続を通じて措置の撤廃・是正を求めていく。

- 韓国：自国造船業に対する支援措置【協議】（国土交通省の取組）¹
- インド：ICT 製品に対する関税措置【上級委】
- インド：熱延コイルに対するセーフガード措置【上級委】

¹ 本件は、国土交通省が取組を進めているものであり、経済産業省は、法的観点から助言を提供。

「2026年版不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易政策・措置の詳細

本年の「経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易政策・措置の詳細は以下のとおり。

(1) 二国間・多国間協議等を通じて問題解決を図る政策・措置

● 中国：輸出管理法

○中国の輸出管理制度とその運用

中国政府は、従来、大量破壊兵器関連のみを規制対象とする安全保障輸出管理制度をおいていたところ、2020年10月に通常兵器関連の多数の民生品・技術を規制対象に加えると同時に、報復措置、再輸出規制、みなし輸出規制等の新たな措置を多く含む輸出管理法を成立させ、同年12月1日に施行した。

さらに、2024年12月には、輸出管理法の下位法令として「両用品目輸出管理条例」及び「両用品目輸出管理リスト」が施行された。同条例は、軍用又は民生用のいずれにも利用できる「両用（デュアルユース）品目」を輸出管理の対象としており、従来複数の下位法令により実施されてきたこれらの品目の輸出管理について一括して規定している。

これらの法令に基づき、中国政府は、2023年8月から国家の安全及び利益の保護を理由として、ガリウム・ゲルマニウム、黒鉛、アンチモン、タングステン、レアアース関連品目等に対する輸出管理措置を順次施行しているほか、2024年12月には、米国に対するガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬材料関連両用品目の輸出を原則不許可とし、黒鉛関連両用品目の審査も厳格化する旨公表²した（一部の措置は2026年11月まで一時停止中）。その後、後述するとおり、日本のみに対する全デュアルユース品目の輸出禁止を含む措置も発動するなど、現実にも輸出管理が恣意的に運用されている懸念がある。

本制度の詳細については依然として不明確な点が多い。輸出管理法の法目的に「国家の利益」保護が明記されていること等にかんがみて、規制対象品目の範囲が過大に設定される可能性がある点、該非判断や最終需要者・用途の調査等の場面で、必要な範囲を超えて技術開示要求が行われうる点、他国の差別的な輸出規制に対する報復措置の規定が存在する点等において、安全保障目的との関連性が乏しい過剰な輸出制限が実施される懸念がある。さらに、中国政府職員による他国領域内での企業訪問・実地検証を認める規定（輸出管理法17条、両用品目輸出管理条例26条）があり、他国の執行管轄権が侵害されることのないよう、運用を監視していく必要がある。加えて、輸出管理法においては、中国外の組織・個人による違反も規律対象となる（44条）ほか、再輸出規制が規定されており（45条）、これを受けて両用品目輸出管理条例49条は①中国原産の特定の両用品目を含む中国域外で製造された両用品目、②中国原産の特定の技術等の特定品目を使用して中国域外で製造された両用品目及び③中国原産の特定の両用品目について、中国域外の組織及び個人が、中国域外で特定の目的国、地域、組織又は個人へ提供する場合、同条例の関連規定を執行するよう関連事業者に「要

² 一部は2026年11月27日まで一時停止されている。

求することができる」と規定している。実際に、米国軍事用途向けのデュアルユース品目輸出禁止措置や、中・重レアアース関連品目に対する輸出管理措置、日本に対するデュアルユース品目輸出禁止措置において、中国国外の組織及び個人が規制の対象となった。再輸出規制の具体的な適用場面・方法によっては、国際法上許容されない国内法の過度な域外適用となる懸念があり、下位法令による明確化や具体的な事例を含め、今後の動向を注視する必要がある。

中国政府による上記のような過剰な輸出制限は、安全保障例外（GATT21 条）の要件を満たさず、輸出入制限の禁止（GATT11 条）に抵触する可能性がある。

我が国は、中国に対して、2018 年 3 月以降の WTO 物品理事会や、経済産業省と中国商務省との二国間会談等において、国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行っている。また、2023 年 11 月には日中輸出管理対話の設置に合意し、2024 年 1 月の第 1 回開催以降、2025 年 9 月までに計 5 回開催した。中国側には、制度の透明性向上と協定整合的な運用を求めた。

我が国としては、引き続き、運用を注視するとともに、二国間・多国間協議の場において、問題解決に向けた議論を進めていく。

○日本企業に対するデュアルユース品目禁輸措置及び再輸出規制

2026 年 1 月 6 日、中国は、日本のみを対象として「全てのデュアルユース品目」の輸出を禁止した。この措置は、軍事ユーザー・軍事用途向けを超えて、「日本の軍事力向上に寄与する一切のその他のエンドユーザー・用途」という不明瞭な範囲について全デュアルユース品目の輸出取引を全面的に禁止する点で、他の諸国により従来実施されてきた輸出管理とは明らかに性質の異なる、過度に広範かつ不透明な措置である。さらに、2026 年 2 月 24 日、日本の企業等 20 法人を管理リストに掲載し、それらへの全デュアルユース品目の輸出及びそれらへの第三国の組織・個人による中国原産両用品目の再輸出を原則禁止した。加えて、別途、日本の企業等 20 法人を懸念リストに掲載し、包括許可及び登録・情報記入方式の輸出証明書取得を禁止し、輸出許可審査の厳格化を施行した。

これらの対日措置は、いずれも中国輸出管理法及びその下位法令に基づくものであり、中国の輸出管理制度の一環として導入・実施されている。また、あらゆるデュアルユース品目の輸出を対象に、個別取引について適切な審査をすることなく、エンドユーザーのみに着目して形式的に輸出の一律禁止や輸出の実質的制限につながる審査を行うものであり、安全保障目的との関連性が乏しい輸出制限と言わざるを得ない。このような輸出制限は安全保障例外（GATT21 条）による正当化の要件を満たさず、数量制限の廃止（GATT11 条）に違反するものである疑いが強い。

我が国としては、これらの対日措置についても、中国側に対して強く抗議するとともに、措置の撤回を求めていく。

● 中国、香港・マカオ、ロシア：ALPS 処理水の海洋放出を受けた日本産水産物の輸入停止措置

東京電力福島第一原子力発電所からの ALPS 処理水の海洋放出（2023 年 8 月 24 日～）を契機に、食品安全への懸念に対処するためとして、下記の国・地域が日本産水産物等に対する輸入制限措置を実施した。

- ・中国：(2023年8月24日～2025年6月28日) 日本産水産物の全面輸入停止
- ・香港(2023年8月24日～)：10都県(東京、福島、茨城、宮城、千葉、群馬、栃木、新潟、長野、埼玉)由来の水産物等の輸入停止
- ・マカオ(2023年8月24日～)：上記10都県由来の生鮮食品等の輸入停止
- ・ロシア(2023年10月16日～)：日本産水産物の全面輸入停止

東京電力福島第一原子力発電所からのALPS処理水の海洋放出は、IAEAによって国際安全基準に合致しており、人及び環境に対する放射線影響は無視できるほどと結論づけられている。当該輸入停止措置は、SPS協定で必要とされている科学的原則に基づかない不当な輸入制限措置であることが懸念される。

我が国としては、二国間協議やWTOの各種委員会等の場において、これらの措置の即時撤廃を求めてきている。中国との関係では、2024年9月20日に、日本と中国の関係当局間で「日中間の共有された認識」が発表された。「日中間の共有された認識」において、「日本側は、中国を含む全てのステークホルダー国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で海洋放出の重要な段階における長期的かつ国際的なモニタリングが拡充されることを歓迎するとともに、中国を含む全てのステークホルダー国がこれに有効に参加し、それら参加国による独立したサンプリングや分析機関間比較が実施されることを確保する。」「中国側は、IAEAの枠組みの下での長期的かつ国際的なモニタリングに有効に参加し、参加国による独立したサンプリング等のモニタリング活動を実施後、科学的証拠に基づき、当該措置の調整に着手し、基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させる。」としている。IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングについて、2024年10月以降、計7回(2026年3月時点)、中国を含む参加国の分析機関による試料採取等が実施された。2025年3月には、「日中ハイレベル経済対話」にて、日中双方は、2024年9月の発表が着実に履行されていることを共に評価し、日本産水産物の輸入再開に向けて、関連の協議を推進していくことで一致した。こうした中、2025年3月以降、日中当局間で、日本産水産物の対中輸出再開に向けた技術協議を実施してきた。2025年5月の技術協議において、日中双方は、中国向け輸出再開のために必要な技術的要件について合意し、2025年6月に10都県(福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、千葉、新潟、長野)産以外の水産物の輸入を回復させる公告が中国政府から発出(海関総署公告2025年140号)され、これにより、日本側輸出関連施設の再登録手続きが開始されることとなった。しかしながら、2026年3月末時点で、日本側から中国側に対し輸出関連施設約700施設の再登録を申請しているにもかかわらず、再登録が完了した施設は3施設のみであり、2025年7月以降追加されていない。

我が国としては、引き続き、中国側に対して、日本側輸出関連施設の速やかな再登録を含め、輸出の円滑化を強く働きかけるとともに、輸入制限措置を実施している全ての国・地域に対し、即時撤廃を求めていく。加えて、ALPS処理水の海洋放出の安全確保や情報発信などに引き続き取り組んでいく。

● 中国：政府調達における内資企業・国産品の優遇措置

中国の政府調達では依然として国産品が主な対象であり、輸入製品の調達に対する制限や排除が行われている。

中国が2003年1月に施行した政府調達法は、2020年12月から2021年1月に第1回、2022年7月から8月に第2回の、改正案のパブリックコメントがそれぞれ実

施された。改正案では、一定の付加価値比率等の基準を満たす中国国内製品に対して審査上の国産品優遇を設ける規定や、「国家安全の擁護」に関する規定に基づく安全審査制度の創設などが新たに盛り込まれている。これらの規定は、政府調達範囲を超えて国産品・国内企業を優遇し得る内容である。また、公益性国有企業まで対象拡大しており GATT3 条 4 項又は GATS17 条等に規定する内国民待遇義務に抵触しうる可能性があり、また中国が加入交渉中の WTO 政府調達協定 (GPA) との整合性に重大な問題を生じさせるおそれがあるため今後の改正動向を注視する必要がある。

また、中国では 551 号文書、安可目録及び 79 号文書といった非公開の文書により国産品優遇を指示する通達が出されていたとの報道もあり、実際、我が国企業からも入札において国産品が条件に課されているとの声もある。

さらに、2023 年 3 月に公表されたコンピュータ等 4 品目 (デスクトップコンピュータ、携帯用コンピュータ、OS、データベース) の政府調達における新たな標準では、調達条件として、対象製品が、中国当局の「評価結果」に適合することが必須要件として定められ、評価対象が中国企業の製品のみ限定されているため、外国企業製の対象製品は入札ができないことになっている。

また、2024 年 12 月に「政府調達分野における国産品基準及び実施政策の関連事項に関する通知」のパブリックコメントが実施され、2026 年 1 月に施行された。中国国内の政府調達に求められる国産品基準として、①製品が中国国内で生産され、原材料や部品から製品への属性変更が行われていること、②製品のうち中国国内で生産された部品の原価が規定の割合に達すること、③特定の製品については、主要な部品が中国国内で生産され、主要な工程が中国国内で完結すること、といった条件が要求され、中国国内の政府調達活動において、国産品と非国産品が競争に参加する場合、国産品に対し 20% の価格割引が適用され、割引後の価格で評価が行われるとされている。

今後定められる国産部品の割合が不当に高くなれば、外資系企業が不利になりうるとともに、国産品基準の適用が拡大され、本来「政府調達」に該当するとは言えない調達にまで適用されるとすれば、GATT3 条の内国民待遇義務違反になりうる。

我が国としては、中国政府が 2022 年の政府調達法改正案のパブリックコメント及び 2024 年の国産品基準のパブリックコメントを受けて日本政府として意見を提出したほか、二国間・多国間の協議の場においても中国の国産品・内資企業優遇策に懸念を表明しており、引き続き懸念解消に向けた議論を進めていく。

● 中国、米国、インド、インドネシア：貿易救済措置の不適切な運用

中国等は、貿易救済措置の発動要件の認定が客観性に欠ける、適時に委員会への通報を行わないなど、セーフガード協定や AD 協定に整合的でない点が見られる。我が国は、不適切と思われる中国等の貿易救済措置について、政府意見書の提出や公聴会への参加、WTO・セーフガード委員会や AD 委員会への参加を通じて、我が国の意見を伝えるとともに、改善の申入れを行っており、引き続き、是正を働きかけていく。

また、AD 課税は原則 5 年間で失効 (サンセット) するが、中国等においては、サンセット・レビュー手続において安易な認定による延長措置が見られる。このため、我が国は、WTO・AD 委員会において措置の早期撤廃を要請している。こうした取組もあり、2018 年 8 月、35 年以上継続されていた鉄鋼製品に対する米国の AD 措置がサンセット・レビューの結果、撤廃された。我が国としては、引き続き、中国等のサンセット・レビュー手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日 AD 措置の早期撤廃

に向け、取り組んでいく。

● **米国：1962年通商拡大法 232 条等に基づく輸入制限措置**

○ 鉄鋼・アルミニウムに対する 232 条措置

米国は、2025 年 2 月 10 日及び翌 11 日、1962 年通商拡大法 232 条 (Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962、以下「232 条」) に基づき鉄鋼及びアルミ製品の米国輸入に対する追加関税に関する大統領布告を発表し、従来は国・地域別や製品別に設けられていた適用除外制度を廃止することにより、同年 3 月 12 日から、全ての輸入鉄鋼及びアルミ製品に対して一律に 25%の関税が賦課されるとともに (アルミ製品については、関税率が 10%から 25%へと引き上げられた。)、追加関税の対象となる鉄鋼及びアルミ派生品の範囲を拡大した。その後、追加関税率の 50%への引き上げ等関税率の変更、派生品の追加・削除等の課税範囲の変更、派生品にかかる課税標準の変更、日本等特定国の製品の関税引き下げを含む課税分類の変更などの改正が行われている。

譲許表を超えた関税の引上げは GATT2 条 (関税譲許) に不整合となりうるところ、米国は GATT21 条 (安全保障例外) を援用し、同条が自己判断的条項でパネルに同条該当性の審査権はないと主張するが、かかる主張は過去の WTO パネル判断 (DS512、DS567 等) で否定されている。安全保障例外を過度に広範に認めることは、安全保障例外の濫用をまねき、世界貿易を委縮させる懸念があり、世界の関連市場を混乱させ、多角的貿易システム全体に大きな悪影響を及ぼしかねない。

○ 自動車・自動車部品に対する 232 条措置

2018 年 11 月、米国、カナダ及びメキシコが USMCA 協定へ署名し、同時に、232 条に基づき当時商務省が調査中であった自動車等に関するサイドレターが、米墨及び米加の閣僚間で取り交わされた。サイドレターでは、仮に、米国が 232 条に基づき自動車等への輸入制限措置を発動した場合、メキシコ及びカナダからの一定数量を下回る乗用車及び自動車部品と軽トラック全てには、232 条を適用しない旨の合意がなされた。

第二次トランプ政権発足後の 2025 年 3 月 26 日、米国は自動車及び自動車部品の輸入調整に関する大統領布告を発表し、232 条に基づき、自動車に対しては 2025 年 4 月 3 日から、主要自動車部品に対しては同年 5 月 3 日から、それぞれ 25%の関税賦課を開始するとした。なお、USMCA に基づく特恵関税対象の自動車については、各モデルに含まれる米国産部品の申告に基づき、自動車の非米国産部品の価額 (自動車の総価額から米国産部品の価額を引いたもの) に対してのみ追加関税を賦課するとされた。自動車部品についても同様に、USMCA に基づく特恵関税対象の自動車部品は非米国産コンテンツの価値のみに対して追加関税を課すとされ、そのための手続が整備され商務長官がその旨を官報通知するまで、USMCA 特恵関税対象の自動車部品には追加関税は適用されないこととされたが、当該手続が整備された旨の商務長官の官報通知はなされておらず、したがって USMCA に基づく特恵関税対象の自動車部品には本 232 条関税は適用されていない。

日本産の自動車及び自動車部品に対しては、2025 年 7 月 22 日の日米合意に基づき、同年 9 月 16 日以降、米国の基本関税率である MFN 税率が 15%以上の日本産品には本 232 条関税措置に基づく追加関税は賦課されず、MFN 税率が 15%未満で

ある場合には MFN 税率と追加関税率の合計が 15%となるよう関税が賦課されることとなった。EU 産及び韓国産の自動車及び自動車部品も同様の取扱いである。

同盟国である日本からの自動車及び自動車部品の輸入は、米国の安全保障上の脅威となることはない。むしろ、米国産業・雇用に多大な貢献をしている。

また、米国、メキシコ及びカナダには自動車メーカー等数多くの日本企業が進出し、USMCA を活用した企業活動を行っているところ、これらの企業への影響などもかんがみ、USMCA のサイドレターの遵守・執行状況に関して、今後の動向についても引き続き注視していく。

○ 銅製品に対する 232 条措置

米国は、2025 年 8 月 1 日、銅の半製品（銅管、銅線、銅棒、銅板等）及び銅含有量の多い派生製品（パイプ継ぎ手、ケーブル、コネクタ、電子部品等）の銅含有量（copper content）に対し、50%の 232 条追加関税を賦課した。これに対して、銅原材料である銅鉱石、銅精鉱、銅マット、銅アノード、銅カソード、銅スクラップ等には本布告に基づく関税は適用しないとされたが、2026 年 6 月 30 日までに商務長官から大統領に提出される、米国における精錬能力及び精錬銅市場を含む国内銅市場の最新情報も踏まえつつ、精錬銅に対して 2027 年 1 月 1 日から 15%、2028 年 1 月 1 日から 30%という段階的な一律輸入税を課すことが適切か、大統領は将来改めて判断することとされた。

同盟国である日本からの銅半製品及び派生製品の輸入は、米国の安全保障上の脅威となることはない。むしろ、米国産業・雇用に多大な貢献をしている。

○ 中・大型トラック及びバスに対する 232 条措置

2025 年 10 月 17 日付け大統領布告により、同年 11 月 1 日以降、中型・大型トラック及びその部品に対して 25%、バス等に対しては 10%の追加関税がそれぞれ賦課された。USMCA に基づく特恵関税対象の中型・大型トラック（中型・大型トラックのノックダウンキット及びバス等は含まない）については、輸入者が各モデルに含まれる米国産部品を申告した場合、自動車の非米国産部品の価額（自動車の総価額から米国産部品の価額を引いたもの）に対してのみ追加関税を賦課するとされた。中型・大型トラック部品についても同様に、USMCA に基づく特恵関税対象の自動車部品は非米国産コンテンツの価値のみに対して追加関税を課すとされたが、そのための手続が整備され商務長官がその旨を官報通知するまで、USMCA 特恵関税対象の中型・大型トラック部品には追加関税は適用されないこととされた。

○ 製造業における構造的過剰生産・生産能力に関する通商法 301 条に基づく調査

米国は、2026 年 3 月 11 日、製造業における構造的過剰生産・生産能力に関連する貿易相手国の行為、政策、慣行について 301 条調査を開始した。本調査が対象とする「構造的過剰生産能力」とは、製造業における遊休生産能力であって、企業が非効率な形でそれを維持・拡張することを促進する政府介入又は政策により維持されているもの、と説明されている。米国は、日本を含む 16 の調査対象国・地域が、国内及び世界的な需要と無関係に過剰生産能力を保持し、製造業における過剰生産や大規模又は恒常的な貿易黒字、遊休生産設備といった問題を引き起こしていると主張。こうした構造的過剰生産・生産能力が、サプライチェーンのリショアリング

や米国労働者に対する高賃金の職の提供に関する米国政府の取組における深刻な課題になっていると位置づけている。

米国はその後、2026年3月17日から利害関係者からのパブリックコメントの募集を開始し、パブリックコメントの募集要項において、調査対象となった貿易相手国ごとに具体的な問題点を指摘した。このうち日本については、日本の自動車企業の中に、中国企業と同様に赤字又は借入利率の返済ができない状態にあるものが存在すると断定し、構造的過剰生産・生産能力が存在すると主張。また、日本は全世界との物品貿易では360億米ドルの貿易赤字であるにもかかわらず、対米国では570億米ドルの貿易黒字を計上しているほか、自動車・自動車部品、光学・撮影・技術・医療機器等では全世界との物品貿易でも貿易黒字を維持しており、特に対米貿易黒字のほとんどは対米輸出の3分の1を占める自動車産業によるものであると指摘したうえで、根拠情報・資料等を示すことなく、「赤字だが事業を継続している日本企業の割合が、日本経済における過剰生産能力の表れである」と主張している。

これに対して我が国は、我が国の立場を記載した意見書をパブリックコメント手続内で提出し、我が国は米国を含む有志国と共に過剰生産能力を引き起こす非市場的政策・慣行の対処に向けて協力していること、補助金、国有企業等に関連する非市場的政策・慣行に対する規律強化に二国間・有志国間で取り組んでいること、我が国の政策・慣行は非市場的政策・慣行には該当せず、我が国に「構造的な過剰生産・生産能力」は存在しないこと等を指摘した。今後も、我が国政府の取組・主張が正当に評価されるよう、調査に協力しつつ米国側に適切な対応を求めていく。

○ 強制労働により生産された物品の輸入禁止の未導入・不執行に関する通商法 301 条に基づく調査

米国は2026年3月12日、強制労働により生産された物品の輸入禁止を未導入である、又は導入していても実効的に執行していない各国の行為、政策、慣行について301条調査を開始した。本調査が対象とする「強制労働」とは、労働者が自ら自発的に申し出していない労働又は役務であって、罰則の脅威の下で人から強制的に引き出されたものをいうと説明されている。調査対象となった国・地域は、日本を含め60にのぼる。米国は、調査対象国・地域は強制労働により生産された物品の輸入及び販売を禁止する規制を実効的に執行できておらず、その結果、企業が強制労働により生産された輸入品の調達・使用を通じて利益を得、また、それらの国・地域の市場において米国産品が強制労働により人為的に生産費用が押し下げられている物品との競争を強いられ、販売・収益の減少や市場からの退出に追い込まれたり、米国労働者や市民に害を与えたりし得ると指摘。強制労働を根絶することが米国の経済安全保障及び国家安全保障に必要な優先課題であると主張している。米国はその後、2026年3月17日から利害関係者からのパブリックコメントの募集を開始した。

我が国はパブリックコメント手続内で意見書を提出し、強制労働をはじめとするサプライチェーンで生じる人権侵害は容認できるものではなく、我が国の産業や貿易が国際的なルールに則って実施されていることを強調するとともに、我が国が2022年に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表し、企業に国際スタンダードに則った人権尊重の取組を求めていることを指摘した。その後、米国は2026年6月3日、301条調査の結果を発表するとともに、

10～12.5%（日本産品に対しては 12.5%）の追加関税を課すとの措置を提案した。我が国としては、引き続き我が国の取組・主張が正当に評価されるよう米国側に適切な対応を求めていく。

○ 通商法 122 条に基づく関税措置

米国は、2026 年 2 月 20 日付け大統領布告により、米国の貿易・サービス収支、第一次所得収支及び第二次所得収支の大規模かつ深刻な赤字、直接投資の赤字額の急増などの重大な国際支払に関する問題によって米国の国家安全保障及び経済安全保障上の利益を含む国益が害されており、従価関税による特別な輸入規制を導入する必要があるとし、1974 年通商法 122 条に基づき、原則として全ての輸入品に対して 10%の追加関税を同年 2 月 24 日から 7 月 23 日まで賦課している。追加関税は原則として全ての物品に対して賦課されるが、適用除外品目として、①上記大統領布告の附属書 II に記載されている重要鉱物、希少金属、エネルギー産品、天然資源、農業用肥料、一部の農産品、医薬品及び医薬品原料、半導体、半導体製造装置、電子機器等 1655 品目、②通商拡大法 232 条に基づく追加関税措置の対象になっている物品（ただし物品の価額の一部にのみ同条に基づく追加関税措置が適用されている場合、その適用を受けていない部分については 1974 年通商法 122 条に基づく関税措置が適用される）、③民間航空機部品・部材、④USMCA の原産地規則を満たすカナダ・メキシコ産品、⑤CAFTA-DR 締約国産の布地・衣料品、⑥宗教関連資料、寄付、情報資料（出版物、フィルム、ポスター、レコード、写真、CD-ROM、芸術作品、ニュース等を含む）などが規定された。米国は、上記の関税措置を、GATT12 条及び千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に基づく措置として、同了解 9 項に基づき WTO 一般理事会及び国際収支上の目的のための制限に関する委員会へと通報した。

譲許税率を超えた関税の引上げは、GATT2 条（関税譲許）に違反する可能性が高い。GATT 上の義務に違反する場合であっても、GATT12 条の規定に従って実施される国際収支の擁護のための物品輸入量又は輸入額の制限は正当化されるが、同条に基づく輸入制限は (i) 貨幣準備の著しい減少の急迫した脅威の予防又はそのような減少の阻止のため、又は (ii) きわめて低い貨幣準備を有する締約国の場合には、その貨幣準備の合理的な率による増加のためという目的に必要な限度を超えて実施されてはならず、状態が改善されるにしたがってその制限を漸次緩和することが義務付けられる。また、貨幣準備、国際収支又は国際収支に関する問題を WTO が審査・処理する場合、GATT15 条に従って IMF と協議する必要がある、また IMF が提示する統計その他の事実認定を、WTO 側では全て事実として受け入れなければならない。特に、GATT12 条の適用要件に関連して、「貨幣準備の著しい減少、貨幣準備のきわめて低い水準又は貨幣準備の合理的な率による増加が何によるものであるか」及び「協議対象事項の金融的な面」に関する IMF の決定を、WTO 側では受諾しなければならない。現在、本措置は WTO において審理中であり、我が国としては、いかなる貿易上の措置も WTO 協定に整合的であるべきとの立場に基づき、IMF による事実認定を待つと共に、今後の動向についても引き続き注視していく。

● インドネシア：鉄鋼製品、繊維製品、電気製品等の輸入制限措置

インドネシアは従来から各種輸入制限措置を頻繁に用いてきたが、最近、輸入制限制度の改廃・強化の動きが相次いでいる。各種品目ごとの輸入承認・登録制度の新設・改廃のほか、品目をまたいで輸入制限制度を一括管理する動きとして、対象輸出入の承認を政府の定める需給バランスに従って行うとする「商品バランス制度（Neraca Komoditas）」（大統領令 2022 年第 32 号）が注目される。一時対象品目を拡大する方針が示されていたものの、2025 年 2 月に施行された大統領令 2025 年第 7 号により、石油、天然ガス、砂糖、塩、トウモロコシ、コメ、牛肉、水産物、ニンニクの計 9 品目のみが対象となった。

商品バランス制度の対象外であっても、一部製品の輸入にあたっては SPI（輸入承認書）の取得が必要で、輸入承認は政府が決定した商品の需給バランスに基づいて行われるとされる。しかし、新制度に対応した通関システムである SNAS-NK の稼働に遅延・不具合があり、輸入が滞るなど大きな混乱を招いている。特に鉄鋼製品に関しては、システム上輸入申請自体ができない期間が続く等、深刻な影響が生じた。

さらに、その後の商業大臣令の改廃により、一括化されていた規制が再び分割され、品目に応じて異なる申請方法、要件、及び処理状況等が定められることとなった。アパレル製品に関しては、2025 年 8 月 30 日施行の商業大臣令 2025 年第 17 号に基づき技術診断書が必要とされることになり、輸入規制が強化された。

その結果、鉄鋼製品・繊維製品・電気製品（エアコン等）など多くの製品について、輸入承認手続が大幅に遅延する状況が続いている。また、輸入承認も、申請を大幅に下回る量に対してしか得られない事態が恒常化している。上記の状況は、WTO 協定が定める「裁量的な...輸入の許可制度」の撤廃（セーフガード協定 11 条）や、数量制限の一般的廃止（GATT11 条）に抵触する可能性がある。また、WTO 通報を欠いている点、申請要件・審査基準・審査期間等の手続が不透明である点、さらに、輸入承認手続に大幅な遅延が生じる場合にはその点においても、輸入ライセンス協定に抵触する可能性がある。

我が国としては、インドネシア政府に対して、WTO の各種委員会など、様々な機会を通じて懸念を表明してきている。今後、制度の移行・運用状況を注視するとともに、日本製品への影響の軽減に向けてインドネシア政府への働きかけを行う。

● EU：炭素国境調整措置（CBAM）

欧州委員会は、2021 年 7 月に、EU への輸入品につき、輸入者に対して、当該輸入品の製品炭素含有量に応じた賦課金を課する炭素国境調整措置（CBAM）に関する規則案を公表し、その後、欧州委員会・欧州議会・理事会の三者による調整を経て、2023 年 5 月に規則が成立した。同規則では、輸入者は CBAM（Carbon Border Adjustment Mechanism）証書の購入義務を果たす形で賦課金を支払う必要がある。賦課金の金額は、CBAM 証書価格（P/CO₂-ton）×製品単位当たり排出量（CO₂-ton/Q）×製品輸入量（Q）で算定され、CBAM 証書価格は、EU の温室効果ガス排出取引市場である EU-ETS における排出取引価格に連動して決定される。また、本件措置において、域外における炭素排出に伴う負担については、域外で支払った炭素価格（税、賦課金、手数料又は排出量取引制度での排出枠）が、賦課金額から控除されるという形で考慮される。なお、CBAM は 2023 年 10 月から施行されており、2025 年末までは移行期間とされ、移行期間中、輸入者は、輸入課金支払義務は負わないが、製品単位あたり排出

量等の情報を報告する義務を負うこととなった。CBAM は移行期間中にレビューが実施されることとなっており、報告内容は、移行期間後の制度において、スコープを他の物品・サービスに拡大させるための検討や、排出量算定方法を発展させるために活用されている。加えて、2025 年 2 月、欧州委員会から公表された環境関連規制の簡素化を含むオムニバスパッケージにおいて CBAM の簡素化策（CBAM の簡素化・実効性強化を行う規則の改正提案）についても提案され、同年 10 月に公布・施行された。2026 年 1 月より CBAM は本格施行となり、各種実施規則等が公開されている。

CBAM は、輸入品に賦課金を課す国境措置であるため当然貿易に影響が生じるところ、大前提として、内国民待遇等の WTO ルールと整合的に設計される必要があり、特に正当化事由を充足するといえるかが議論になりうる。また、ルール整合性と密接に関連する別の論点として、貿易への制限は目的達成のため最小限とされる必要があり、そのために検討されるべき課題は多い。例えば、まず、カーボンリーケージの防止を目的とする措置といえるためには、輸入品の炭素集約度が国産品の炭素集約度を上回ることが確認される必要があると思われる。なぜならば、輸入品の炭素集約度が国産品と同等かより低いのであれば、輸入に伴うカーボンリーケージは発生せず、国境で賦課金を支払うべき根拠が存在しないからである。また、製品単位あたりの炭素排出量の計測・評価をどのように国際的に同じ基準で行うのか、各国の排出削減努力について炭素コストを実際にどのように検証するのかを含め、各国の対策の強度をいかにして比較すべきか、等も検討課題として挙げられる。

別の論点として、CBAM 対象製品を製造する域内企業への暫定的な支援として「脱炭素基金 (Temporary Decarbonization Fund)」が提案されている。欧州委員会の公表資料及び Q&A によれば、脱炭素基金の目的は、第三国市場に輸出された EU 製品の競争力が EU - ETS に基づく負担によって低下し、安価で体化排出量の多い他国製の代替品に置き換えられる結果として、EU 域内産業の域外移転等のカーボンリーケージを招くことがないように、そのようなリスクが特に高い産業の事業者に対して支援を行いうものとされている。EU が輸出する製品の第三国市場における競争力強化を目的とする支援となることが示唆されており、今後の制度設計・運用次第では、WTO 補助金協定に基づく禁止補助金の一つである輸出補助金（補助金協定 3 条 1 項 (a)）と同様の市場歪曲的な輸出インセンティブを生じさせる、実質的には WTO ルールの潜脱と言わざるを得ない不当な輸出支援となるおそれがある。

我が国としては、引き続き、EU との二国間の議論や、WTO などの様々な議論の場を通じて、CBAM の具体的な制度設計・運用において輸入産品が不利に扱われることのないように、議論を継続する必要がある。

なお、英国も 2023 年 12 月に、2027 年までに独自の CBAM を導入することを発表し、2024 年 3 月から 6 月にかけて、CBAM 導入に関する公開コンサルテーションを実施した。同年 10 月には、公開コンサルテーションに対する政府回答が公表され、2027 年 1 月からの導入が予定されている。さらに、豪州も、国境炭素調整 (Border Carbon Adjustment) を含むカーボンリーケージ対策の政策オプションに関し、2023 年の第 1 期公開コンサルテーションに続き、2024 年 10 月に第 2 期公開コンサルテーションを実施した。台湾でもセメントと鉄鋼製品を対象に CBAM の検討を開始している。各国の動きについても注視し、同様に取り組んでいく。

● EU：鉄鋼製品に対する累積的貿易制限措置

EU は、2018 年 7 月から鉄鋼製品全般に対しセーフガード措置を発動し、これを年々強化している。同鉄鋼セーフガードは、輸入シェアの高い国ごとの国別関税割当と、それ以外の国向けの「その他」関税割当枠を賦課し、同関税割当量を超える輸入に 25%の追加関税を課す方式であるところ、同「その他」枠に関し、熱延鋼板（カテゴリー1）につき 2024 年 7 月から、冷延鋼板（カテゴリー2）につき 2025 年 4 月から、一国あたりの使用制限を新たに賦課し、以後、該当日本製品の輸入は急激に減少した。

また、EU は、2024 年 8 月、我が国のほかエジプト、インド、ベトナムの計 4 か国から輸入される熱延鋼板に対する AD 調査を開始し、2025 年 9 月に AD 税が課税されたが、上記セーフガードの影響により、EU の熱延鋼板の輸入総量はほとんど増加していない。本件 AD 調査対象 4 か国からの輸入量の増加は、他の輸出国のシェアの減少分を上記セーフガード措置における関税割当の範囲内で代替したからであり、EU 域内産業に対し損害を発生させ得る状況にはない。さらに、2024 年 7 月以降のセーフガード措置強化の影響により、2024 年下半期の日本からの輸入量は前年比で 51.2%減少したが、この事実も適切に考慮されていない。

さらに、2025 年 9 月には冷延鋼板に対する AD 調査も開始されたが、同様に、2025 年 4 月からのセーフガード措置の強化の影響が適切に考慮されないおそれがある。

その上、2026 年 6 月末で終了する鉄鋼セーフガードの「代替 replacement」として、EU は、2025 年 10 月に GATT28 条に基づく関税譲許の修正手続を開始したが、実質的には、関税割当総量をさらに半減させる新たな貿易制限である。EU は日本を含む FTA 加盟国産品も 2026 年 7 月から本措置の対象とすると主張しているが、そもそも GATT28 条に基づく関税譲許の修正により RTA に基づく関税約束を修正することはできず、日 EU EPA を含む各種地域貿易協定に違反するほか、GATT28 条の定める各種手続義務・努力義務を遵守していない疑いもある。

我が国としては、EU における各種鉄鋼関連貿易措置の動向を注視し、EU に対して適切な決定を求めていくほか、国際協定に整合的でない措置に関しては、産業界や他国とも連携しつつ、是正を働きかけていく。

● EU：F ガス規制

EU は、オゾン層を保護し温暖化を抑制すべく、フッ素を含む温室効果ガス全体（以下、「F ガス」）の排出を 2030 年までに 3 分の 2 に削減することを目的として、F ガスに関する規制を段階的に実施。2024 年 2 月の規則改正によって、HFC（ハイドロフルオロカーボン）使用機器のうち、12kW 以下の容量のエアコン、ヒートポンプ等に関して、スプリット型（冷媒が室内外を循環するもの）については 2035 年から、セルフコンテインド型（冷媒が室外機のみが存在するもの）については 2032 年から、F ガスの使用を全面的に禁止した。

F ガスすべてを禁止する今回の改正により、構造上 F ガス冷媒の代替となる強燃性冷媒の使用が技術的に困難なスプリット型エアコンが上市できなくなる恐れがあるところ、EU 市場においてスプリット型エアコンでは輸入品の市場シェアが高い。他方で、冷媒が室外のみに存在し F ガス冷媒を比較的容易に強燃性冷媒で代替可能なセルフコンテインド型エアコンにおいては、EU 域内産品の市場シェアが高い。すなわち、F ガス全てを禁止する本規制は、EU 域外産のスプリット型エアコンに対して、

EU 域内産の同種の産品であるセルフコンテインド型エアコンとの比較において不利な待遇を与えるものである懸念があり、輸入品に対して同種国産品と比べ不利でない待遇を与える義務である内国民待遇義務（GATT3 条 4 項）に違反する懸念がある。

そして、本規制は温室効果ガス削減という目的に資する、代替冷媒よりも低い地球温暖化係数（GWP）の F ガスの使用も一律に禁止しており、代替する冷媒の利用可能性がないことも考慮されていない。また、強燃性冷媒の利用に伴う安全性リスクや、低 GWP の F ガスの利用に伴う温室効果等のアセスメントが実施されていないことから、本規制は目的に十分な関連性のある内容に設計されていないおそれがあり、GATT 上の一般例外に基づく正当化が困難である可能性がある。また、前記不利益は、もっぱら正当な規制上の区別に基づいているとはいえず、TBT 協定 2 条 1 項にも違反する可能性がある。

さらに、本規制は、上記のとおり代替する冷媒の利用可能性がない場合にまで F ガスの使用を一律に禁止するものとなっている点等から、正当な目的の達成のための必要以上に貿易制限的な措置として、TBT 協定 2 条 2 項に違反する可能性がある。加えて、以上の事実関係によれば、日 EU EPA 第 8 章第 B 節（投資の自由化）における内国民待遇義務（8 章 8 条）に違反する可能性もある。

我が国としては、TBT 通報に際して日本政府から意見提出を行ったほか、2026 年 4 月の日 EU・EPA 規制協力委員会等を通じた二国間協議や、2026 年 3 月の WTO・TBT 委員会及び 2026 年 5 月の WTO 物品貿易理事会の場で懸念を表明している。本規則の改正内容については引き続き動向を注視し、安全性やエネルギー効率等の観点でバランスの取れた制度となるよう働きかけを行う。

● フランス：EV 補助金の補助金適格要件の改正

2023 年 7 月、仏政府は電気自動車（EV）の購入に対する補助金の適格要件に、車両の製造・輸送に係る CO2 排出量を考慮する改正案を公表し、同年 10 月に施行した。改正により、EV の製造・輸送過程での CO2 排出量から算定する環境スコアが設定され、環境スコアが 60 以上の車両が補助金の対象となる。乗用車購入の場合、上限付きで購入金額の 27%が補助される。環境スコアの算出方法は、①鉄鋼・アルミニウムその他材料製造時の排出量、②バッテリー製造時の排出量、③バッテリーを除く中間組み立て時等の排出量、④輸送時の排出量の各項目について、排出係数と使用量等を乗じて算定した CO2 排出量の合計値で算出される。①～③の排出係数は国や地域ごとに設定されており、④の排出係数については、陸路（鉄道、道路）輸送の場合は国や地域ごとに、海上輸送の場合は距離に応じて一律に設定されている。環境スコアの算出に異議がある場合、実測値による CO2 排出量の再計算・再申請を認める規定がある。なお、仏政府は、2025 年に EV に対する補助金額を最大 7,000 ユーロから最大 4,000 ユーロに減額することを発表。加えて、2025 年度予算における EV 補助金の予算額は 3 分の 2 の規模に削減された。他方、2025 年 10 月 1 日以降、欧州で組み立てられ、欧州製のバッテリー搭載車について、1,000 ユーロの追加補助を開始した。

補助金の適格要件である環境スコアの算定に、輸送時の CO2 排出量も含まれ、海上輸送の場合、輸送距離に一律の係数を乗じて輸送時排出量を算出することとなっている。また、陸上輸送の場合、鉄道輸送や道路輸送におけるアジア各国の排出係数が欧州各国より高く設定されている。これらの設計により、輸送距離の長短や輸送方法により輸入車の扱いが異なり、GATT1 条 1 項（最恵国待遇義務）、GATT3 条 4 項

(内国民待遇義務)に抵触する可能性がある。また、環境スコアを算定するために用いる鋼材やバッテリーの生産等のCO2排出係数が、国・地域ごとに一律で設定され、仏国を含む欧州の国・地域が他の国・地域よりも優れた係数が設定されており、輸入車はスコアを取りにくく、仏国産車や欧州産車に比べ補助金の対象となりにくい。このため、一部の輸入車を不利に扱っている要件として、GATT1条1項(最恵国待遇義務)、GATT3条4項(内国民待遇義務)に抵触する可能性がある。

我が国としては、仏政府に対して様々な機会を通じて懸念を表明するとともに、EUに対しても、各種会談を通じて本措置や類似措置が他国や他分野に広がる事への懸念を表明している。協定不整合な措置の是正を求めるとともに、他分野や他国に類似措置が広がらないよう、産業界や他国とも連携しつつ、今後の状況を注視していく。

● 中国：産業補助金

中国政府は、特定性を有する補助金をWTOへ隔年で通報することが定められている補助金協定25条の義務について、これまで十分に果たしてきておらず、(2011年、2014年、2017年に、米国は、中国自身が通報していない中国の戦略重点産業関連等の補助金について通報(いわゆる逆通報)を行っている)本来通報すべき補助金が通報されない問題は十分に改善していない。補助金の支出の透明性の低さは、歪曲性のある補助金交付を助長しやすく、鉄鋼・アルミ等の分野に過剰生産能力をもたらしている疑いがある。本問題については、他の加盟国の利益に悪影響をもたらすものとして、補助金協定5条等に違反する補助金も存在する可能性がある。また、国有企業を通じた融資、ファンド等の多様なツールによる補助金は、①企業に対し、政府系金融支援を通じて政府の影響力が強化されること、②政府支援が呼び水となって民間資金が集中することで、特定産業に大量の資金が流れ込み、結果として過剰生産能力を招くこと、③高度な技術を持つ海外企業の買収資金となる可能性が懸念される。中国の産業補助金をめぐる問題は、OECDの調査報告書においても指摘されている。例えば、2019年1月、2019年12月及び2021年5月に公表されたOECD調査報告書において、中国等においてアルミ、太陽光パネル、半導体等の産業に市場水準を下回る条件での低利融資や資本注入等の態様で多額の政府支援がなされており、競争条件の歪曲性との関係性も指摘されている。また、2023年4月に公表されたOECD調査報告書では、中国に拠点を置く企業は、①インド、タイ、マレーシアなど他のOECD非加盟国及びOECD加盟国に拠点を置く企業よりも、不均衡な形で、より多くの支援を受けていること、②国有企業が補助金の受け手だけでなく出し手としても重要な役割を果たしていること、③政府支援及び政府所有の情報公開は限定的であり、中国の政府ガイダンスファンドによる投資がこの問題を悪化させていること等が指摘されている。また、2024年6月に公表されたOECD調査報告書では、中国の政府ガイダンスファンドと他の政府ガイダンスファンドを区別する特徴として、政府ガイダンスファンドの投資決定に対する中国当局の支配が依然として顕著であることや、政府ガイダンスファンドの構造や投資主体の所有権に関してだけでなく、投資基準、投資記録や実績に関しても透明性が著しく欠けていることを指摘している。

こうした状況を踏まえて、2023年2月の日中経済パートナーシップ協議や、2025年3月の日中ハイレベル経済対話において中国政府と問題解決のための議論を行った。

WTOにおいては、補助金委員会や対中貿易政策検討会合(TPR)において、米国やEU等とともに、補助金と過剰生産能力問題に関する議論を提起している。2024年

に行われた対中貿易政策検討会合（TPR）においては、先進国を中心に、中国の不透明な産業支援や、国有企業を用いた市場への広範な介入に対し懸念が示された。また、WTO 事務局による調査レポートでは、世界的に大きな影響を及ぼし得る鉄鋼や EV、半導体分野への支援に関する情報が不透明であり、政府ガイダンスファンドによる投資の詳細も公表されておらず、WTO 補助金委員会への通報も実施されていないとの指摘がされた。

また、我が国を含む G7 は、首脳コミュニケにおいて有害な産業補助金等への対処の必要性に繰り返し言及している。G20 においても、鉄鋼分野の過剰生産能力や産業補助金について議論が行われてきた。

我が国としては、他の加盟国と連携しつつ、中国に対して、産業補助金の支出や国有企業の活動の透明性を高め、市場歪曲的な措置が講じられないよう促すとともに、中国の制度が補助金協定に整合的に運用されるよう、引き続き、二国間・多国間協議の場において、問題解決に向けた議論を進めていく。また、かねてから取り組んできたアウトリーチ等の LPF に関する共通理解の醸成や、通報義務の遵守を含む透明性の強化に加え、WTO ルールのアップデートに関する検討を加速すべく、加盟国と協力していく。

● 中国：サイバー・データ関連規制

中国政府は、近年、サイバーセキュリティ及びデータセキュリティに関して、様々な法令・規則を整備している。2017 年 6 月のサイバーセキュリティ法に続き、2021 年 9 月にはデータセキュリティ法、同年 11 月には個人情報保護法が施行され、これら三法に関連する下位法令等の整備が進んでいる。また、2026 年 1 月に施行された改正サイバーセキュリティ法は、人工知能の応用と健全な発展に関する原則的な規定の追加や処罰規定の修正等を定める。

これらの法律に関しては、外国事業者が中国国内事業者よりも実質的に不利な競争条件に置かれる場合には、GATS17 条並びに RCEP 協定 8 条 4 項及び 10 条 3 項の内国民待遇義務違反の可能性があるほか、それらの運用によっては、RCEP 協定 12 条 14 項及び 12 条 15 項の情報の自由な越境移転の原則及びコンピュータ関連設備設置要求禁止に抵触するおそれもある。我が国のみならず諸外国政府や業界団体等から中国政府に対してパブリックコメントへの意見書の提出や懸念表明がなされていたが、意見内容の多くが反映されないまま施行された。

我が国としては、これまでこれらのサイバー・データ関連規制について、国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行ってきた。直近では、2025 年 3 月及び 10 月に実施された「サイバーセキュリティ法」改正案のパブリックコメントに際して意見を提出し、WTO サービス貿易理事会及び TBT 委員会の場で、懸念を表明した。今後、サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法及び関連下位法令等の改正や運用の状況等を注視するとともに、関係国と連携しつつ、WTO サービス貿易理事会や TBT 委員会、二国間協議等を通じて、中国に対し是正を促していく。

● 中国：強制技術移転

中国は、WTO 加盟議定書 7 条 3 項において、国家又は地方政府当局による輸入承認手段又は輸入もしくは投資の権利の配分が、技術移転要求に条件付けられていない

ことを確保すると約束しており、RCEP 協定 10 条 6 項においても、技術移転要求やロイヤリティ規制を含む特定措置の履行要求の禁止を約束している。また、中国政府は、2020 年 1 月に施行された外商投資法において、行政機関及びその職員が行政手段を利用して技術譲渡を強制してはならないと定めているが、行政機関が技術情報などの提出を企業に要求しうる基準が不明確である、国有企業等を通じて要求が行われた場合に証拠収集が困難であるといった課題がある。また、運用次第で強制技術移転が行われる可能性のある制度が引き続き存在している。WTO では、2021 年の対中貿易政策検討会合（TPR）において、政府関係者が外国投資家及び外国企業に技術移転を強制することを防止するためにどのような措置が取られているのか、また、技術移転を強制された際の救済措置について、中国に説明を求め、強制技術移転に関する議論を提起している。

加えて、特定国を対象にしたものではないが、G7 や OECD 等の我が国を含む国際フォーラムにおいて、強制技術移転に関する議論を行ってきている。例えば、G7 は、首脳コミュニケ及び貿易大臣声明において、強制技術移転への対処の必要性に繰り返し言及している。特に、2023 年の日本議長年における G7 貿易トラックで、法令で技術移転要求につながる内容を明確に規定する事例だけでなく、たとえば、①投資受け入れ国で事業を実施するための条件として地元資本との合弁を義務付ける要求（内外出資比率を 51:49 とする場合が多い。）、②現地生産・調達要求、③個別産業分野の国家標準といった、事実上の強制的な技術移転要求にあたる事例についても形式の分類化を行い、各国の現状認識や G7 各メンバーが抱える課題について意見を交わした。また、OECD では、2025 年の閣僚理事会の議長声明において、各国間における公平な競争条件を引き続き擁護し、強制技術移転を含む非市場的政策及び慣行に各国が対処することを支援する旨表明している。

我が国としては、他の加盟国と連携しつつ、中国の制度が WTO 加盟議定書等に整合的に運用されるよう、引き続き、二国間・多国間協議の場において、共通理解の醸成や問題解決に向けた議論を進めていく。

● ベトナム：サイバー・データ関連規制

ベトナム政府は、2019 年 1 月、サイバーセキュリティ法を施行し、2022 年 10 月、同法における国内保存義務及び国内支店等設置義務の具体的な内容にも言及する政令 53 号を施行した。これらの義務により、外国事業者がベトナム国内の事業者よりも事実上不利に扱われる場合には、GATS17 条並びに CPTTP 協定 9 条 4 項及び 10 条 3 項に規定する内国民待遇義務に違反する可能性がある。また、ベトナムは CPTPP 協定及び RCEP 協定において、情報の自由な越境移転の原則及びコンピュータ関連設備設置要求禁止に合意しており（CPTPP 協定 14 条 11 項及び 14 条 13 項並びに RCEP 協定 12 条 14 項及び 12 条 15 項）³、サイバーセキュリティ法は、運用次第では、これらの規定に抵触する可能性がある。さらに、政令 53 号については、支店又は代表事務所の設置義務に関しては、特定の形態を要求する措置であることから、GATS16 条の市場アクセス義務及び CPTPP10 条 6 項の自国領域における企業設立を要求する措置の禁止に違反する可能性がある。加えて、ベトナム政府は、2025 年 6 月、サイバー情報セキュリティ法（2016 年 7 月施行）とサイバーセキュリティ法を統合し、サイバ

³ CPTPP 協定においては、ベトナムのサイバーセキュリティ法又はサイバーセキュリティ関連法令に基づく措置について、発効後 5 年間紛争解決の規定の適用外とする旨のサイドレターを、日本政府とベトナム政府との間で交わしている。

一セキュリティ法案を公表した。法案段階では、一定の国内外の企業に対するベトナム国内におけるデータ保存義務と一定の外国企業に対するベトナム国内における支店又は代表事務所の設置義務が削除されていたが、2025年12月に成立した改正サイバーセキュリティ法（2026年7月施行予定）においては、これらの義務が課されることとなった。

2026年1月に施行された個人データ保護法は、越境移転の際に個人データ越境移転評価を実施し、これを事前に公安省に提出することを義務付け、個人データ保護に関する法令違反行為に対する行政処分として、違反者である組織又は個人への行政罰金等の規定を有する。これらの規定は、実際の運用において外国事業者がベトナム国内事業者よりも実質的に不利に扱われる場合には、GATS17条並びにCPTPP協定9条4項及び10条3項の内国民待遇義務に違反する可能性がある。

2025年7月に施行されたデータ法は、国家機関へのデータ提供について、国内外の組織、個人が所有するデータを国家機関に提供することを奨励するとともに、組織、個人に対して、緊急事態、国家安全保障に対する脅威があるが緊急事態の宣言には至らない場合、災害・暴動・テロの防止の場合には、データ主体から同意を得ることなく、当局の要求に応じて国家機関にデータを提供すべき旨定める。ベトナム政府は、データ法の施行に併せて、同法の規定内容の詳細や施行措置について具体的に定めた政令及び決定を施行した。科学技術イノベーション活動及びデータの製品サービスに関する政令には、データ仲介サービス等を提供する「組織の長又はそのような企業の法定代理人」（組織の長等）がベトナム国民、もしくは、ベトナムに永住していなければならない旨が規定されているが、組織の長等をベトナム国民または永住者に限定することは、GATS並びに各EPAのサービス貿易章における内国民待遇に係るベトナムの約束内容及び各EPAの投資章における経営幹部及び取締役会に係る義務との整合性が問題となり得る。

我が国としては、これまでこれらのサイバー・データ関連規制について、国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行ってきた。直近では、サイバーセキュリティ法案について、2025年に実施されたパブリックコメントに際して意見を提出するとともに、WTOサービス貿易理事会及びTBT委員会の場で懸念を表明した。引き続き、法令策定動向や施行運用を注視するとともに、関係国と連携しつつ、WTOサービス貿易理事会やTBT委員会、二国間協議等の機会を捉えて改善・明確化に向けた議論を進めていく。

(2) WTO紛争解決手続に付されたもの

● 韓国：自国造船業に対する支援措置

韓国は、2015年10月以降、自国造船業への公的助成として、(i)公的金融機関による国内造船所（大宇造船海洋）への金融支援、(ii)造船所の受注支援のための前受金返還保証の発給、(iii)船舶新造支援プログラム（官民ファンド）等による海運会社に対する新造船購入支援、(iv)エコシップへの代替建造補助（新造船価の一部を補助）等の措置を講じてきている。これらの公的助成措置の結果、韓国企業による低船価受注が繰り返され、国際市場における船価が大幅に下落し、また、市場船価の下落に伴う失注・競合断念により、我が国のシェアが大幅に下落しており、これらの措置は、WTO補助金協定5条等に違反する可能性がある。これらの公的助成措置は、市場を

歪曲し、造船業における供給能力過剰問題の早期解決を阻害するおそれもある。また、一部の措置は同協定に規定する輸出補助金等に該当し、同協定 3 条等に違反する可能性がある。

2018 年 10 月には国土交通省海事局と韓国産業通商資源部との局長級協議を実施し、我が国は韓国に対して措置の早期撤廃を要求したが、撤廃に至っていない。これを受け 2018 年 11 月及び 2020 年 1 月に二国間協議を要請し、協議を進めている。加えて、我が国は多国間協議の場においても、累次にわたり韓国による自国造船業への支援措置の問題を指摘してきており、2026 年 4 月に開催された OECD 造船委員会においても、韓国の公的支援措置の内容について説明を求めるとともにその透明性の確保を要請している。

我が国としては、引き続き、韓国に対し、本件措置の撤廃を求めていく。

● インド：ICT 製品に対する関税措置

インド政府は 2014 年 7 月、自国の WTO 協定譲許表において無税としている一部の IT 製品 (HS 8517.6290 及び 8517.6990 の通信機器の一部) について、関税率を 10%に引き上げた。その後、2017 年 7 月、インクカートリッジ (HS 8443.9951 及び 8443.9952) や携帯電話 (HS 8517.1210 及び 8517.1290)⁴、基地局 (HS 8517.6100)、電話機・通信機器の部分品 (HS 8517.7090) について関税率を 10%に引き上げた。さらに、同年 12 月、携帯電話の関税率を 15%に引き上げる通達を公布した。これらに加え、2018 年 2 月、携帯電話及び通信機器 (HS 8517.6290) の一部品目の関税率を 20%に引き上げた。また、同年 4 月、携帯電話用プリント回路基板アセンブリ (PCBA)

(HS 8517.7010) の関税率を 10%に引き上げた。2020 年 2 月にはさらに 20%に引き上げた。2022 年 1 月、インド政府は、電話機・通信機器用の部分品の一部の関税率を実行関税率表の改訂⁵において 15%からさらに 20%に引き上げた。

例えば、携帯電話や電話機・通信機器の部分品、基地局については、インドは自国の譲許表において HS コード 6 桁レベルで無税としているにもかかわらず、実行関税率を引き上げていることから、明らかに GATT2 条に違反している。

我が国は、WTO 市場アクセス委員会、ITA (Information Technology Agreement : 情報技術協定) 委員会、物品理事会、在インド日本国大使館等から繰り返し懸念を表明し、インド政府に対して詳細な説明と関税措置の早期撤回を要請したが、インド政府は「ITA 合意時には存在しなかった製品であり、ITA で約束した関税撤廃対象ではない」旨の回答を繰り返すのみで、状況の改善は見られなかった。

我が国は、2019 年 5 月、インドに対し WTO 協定に基づく協議を要請し、本措置の撤回を求めたが、協議においては解決に至らなかったため、2020 年 3 月にパネル設置を要請し、同年 7 月にパネルが設置された。なお、本件については同年 6 月に EU、同年 7 月に台湾もパネル設置を行った。2023 年 4 月に、日本の主張を全面的に認め、インドによる ICT (情報通信技術) 製品の関税引上げ措置が WTO 協定に不整合であ

⁴ 2020 年 1 月、インド国内における関税率表の修正に伴い HS コードに変更があり、HS8517.1211、8517.1219 及び 8517.1290 の関税分類となっている。

⁵ 2022 年 1 月の実行関税率表の改訂において、携帯電話 (HS8517.12) は HS8517.1300 (スマートフォン、関税率 20%) と HS8517.1400 (その他の携帯電話、関税率 20%) に、プリント回路基板アセンブリ (PCBA) (HS8517.7010) は HS8517.7910 (PCBA、関税率 20%) に、電話機・通信機器用の部分品 (HS8517.7090) は HS8517.7100 (アンテナ反射機及びその部品、関税率 20%) と HS8517.7990 (その他の部分品、関税率 15%) の分類に変更された。

ると判断したパネル報告書が発出された。

2023年5月、インドが上級委員会に上訴し、現在、上級委員会の審理を待っている状況であり、我が国としては、再開され次第上級委員会の審理に適切に対応していく。また、インドに対して、本関税措置を速やかに是正することを引き続き求めていく。

● インド：熱延コイルに対するセーフガード措置

インド政府は、2015年9月7日、熱延コイルに対するセーフガード（SG）調査を開始し、わずか2日後の同年9月9日に暫定措置を発動する旨の決定を行い、2015年9月14日から暫定措置による課税を開始した。2016年3月、インド政府は暫定措置の開始から起算して2年6か月間のSG措置を発動する旨の官報告示を行った。

WTO協定上のSGの発動要件として、GATT19条1項(a)に規定する「この協定(注：GATT)に基づいて負う義務の効果」としての輸入増加について明示する必要があるが、インドの当局は調査報告書においてこれを明示していない。

さらに、WTO協定上のSG発動要件として上記の「この協定(注：GATT)に基づいて負う義務の効果」に加えて、輸入増加は「事情の予見されなかった発展の結果」である必要があるが、インドの調査報告書において、中国の過剰生産やインド国内での需要増加等の事実をGATT19条1項(a)に規定する「事情の予見されなかった発展」として認定しているが、これらの事実は需給関係の変化であって輸入品と国産品の双方に同じく影響し、国産品の競争条件に不利な変更を生じさせるものではないため、「事情の予見されなかった発展」には該当しない。

上記から、インド当局はGATT19条1項(a)に規定する発動要件を適切に認定していないと考える。

また、インド当局は、SG協定に規定するその他の発動要件も適切に認定していないと考えられ、本件措置に係る手続においても、WTO通報に係る通報内容に不備がある等協定整合性に疑義がある。

我が国は、2015年9月の調査開始以降、本件に関するインドの動向を注視して、意見書の提出、二国間協議の実施及び公聴会への参加を実施した。調査期間中に提出した意見書では、本件措置がWTO協定に違反する可能性を示唆し、調査において適切な認定が行われるよう要請した。しかし、インドは調査後に本件措置を発動し、その後も改善が見られないことから、我が国は、2016年12月、WTO協定に基づく協議を要請し、2017年3月にパネル設置を要請、同4月にパネルが設置された。

2018年11月、パネル報告書が発出された。協議期間中に当該SG措置は失効したものの、パネル報告書では我が国の主張はほぼ認められ、インドのSG措置はWTO協定に不整合であり、効果が残存する限りにおいて当該措置を是正するようインドに勧告した。2018年12月、インドが上級委員会に上訴し、現在、上級委員会の審理を待っている状況であり、我が国としては、再開され次第上級委員会の審理に適切に対応していく。

「2025 年版不公正貿易報告書を受けた経済産業省の 取組方針」に掲げた個別貿易政策・措置の 1 年間の対応状況

国名	貿易政策・措置	対応状況
中国	輸出管理法	WTO の物品理事会等で懸念を表明し、同志国と協調して国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行った。特に対日措置については、中国側に強く抗議するとともに、措置の撤回を求めた。
	標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出	2025 年 7 月に発出された MPIA 仲裁報告書において、中国の禁訴令を TRIPS 協定違反と認定。同年 8 月、中国は同報告書における裁定の実施に関し、WTO の義務を尊重する形で実施する意向を DSB に報告した。
	政府調達における内資企業・国産品の優遇措置	政府調達法の改正に加え、地方政府の政府調達における国産優遇等に対して WTO の物品理事会、政府調達委員会等で懸念を表明した。 2024 年 12 月、国産部品の割合等、政府調達において求められる国産品基準について定めるため、「政府調達分野における国産品基準及び実施政策の関連事項に関する通知」のパブリックコメントが実施されたのに対し、日本政府からコメントを提出するとともに、バイ会談の機会等を通じて懸念を表明した。
	産業補助金	WTO の補助金委員会において、米国、英国、EU、カナダ及びオーストラリアとともに、莫大かつ不透明で市場原理から乖離した生産能力創出・維持をもたらす補助金が過剰生産能力問題を引き起こしているとして懸念を表明し、途上国を含むより多くの加盟国の議論への参加と、補助金の透明性向上を訴えた。
	サイバー・データ関連規制	2025 年に実施された「サイバーセキュリティ法」改正案のパブリックコメントに際して意見を提出し、WTO サービス貿易理事会及び TBT 委員会の場で懸念を表明した。
	強制技術移転	二国間・多国間協議の場において問題点を指摘しつつ、議論や対応の必要性について G7 や OECD の場で確認した。
中国、香港、マカオ、ロシア	ALPS 処理水の海洋放出を受けた日本産水産物の輸入停止措置	中国との関係では、2025 年 6 月に 10 都県（福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、千葉、新潟、長野）産以外の水産物の輸入を回復させる公告が中国政府から発出（海関総署公告 2025 年 140 号）され、これにより、日本側輸出関連施設の再登録手続きが開始されることとなった。しかしながら、2026 年 3 月末時点で、日本側から中国側に対し輸出関連施設約 700 施設の再登

国名	貿易政策・措置	対応状況
		録を申請しているにもかかわらず、再登録が完了した施設は3施設のみであり、2025年7月以降追加されていない。引き続き、日本産水産物の輸出の円滑化と、残る輸入規制の即時撤廃をWTO市場アクセス委員会等の場で強く求めている。
中国、米国、インド、インドネシア	貿易救済措置の不適切な運用	不適切と思われる貿易救済措置について、WTO・セーフガード委員会やAD委員会等において、問題点を指摘した。
米国	電気自動車税制優遇措置	2024年3月、中国がIRAのEV税控除及びクリーン電力に関する補助金の要件について、米国に対しWTOの二国間協議を要請し、その後同年7月に中国がパネル設置要請を実施して9月にパネルが設置された(DS623)。日本も第三国参加し、議論に参加したが、2025年9月に本措置が撤廃されたことに伴い、紛争解決パネルの報告書では本措置に関する判断は示されなかった。
	1962年通商拡大法232条等に基づく輸入制限措置	米国が、通商拡大法232条に基づき鉄鋼及びアルミ製品(2025年3月)並びに自動車及び自動車部品(同年4月)に対する追加関税等について、今後の動向を引き続き注視していく。
インドネシア	鉄鋼製品、繊維製品、電気製品等の輸入制限措置	WTOの物品貿易理事会等で懸念表明を実施し、日本製品への影響の軽減に向けてインドネシア政府への働きかけを行った。
EU	炭素国境調整措置(CBAM)	EUとの二国間の議論や、WTOなどの様々な議論の場を通じて、CBAMの具体的な制度設計・運用において輸入産品が不利に扱われることのないように引き続き働きかけていく。
	Fガス規制	日EU・EPAに基づき日EU・EPA規制協力委員会等の二国間協議やWTO・TBT委員会及びWTO物品貿易理事会にて問題点を指摘した。
	鉄鋼製品に対する累積的貿易制限措置	WTO各種委員会や二国間協議の場等において、問題点を指摘した。
フランス	EV補助金の補助金適格要件の改正	我が国としてはフランス政府及びEUに対して、WTO補助金委員会や各種二国間協議を通じて懸念を表明している。
インド	ICT製品に対する関税措置	2023年4月にパネル報告書が発出。2023年5月にインドがWTO上級委員会に上訴。上級委審理手続が停止した状態が続いている。
	熱延コイルに対	2018年12月にインドがWTO上級委員会に上訴。上級

国名	貿易政策・措置	対応状況
	するセーフガード措置	委審理手続が停止した状態が続いている。
ベトナム	サイバー・データ関連規制	2025 年に実施されたサイバーセキュリティ法案のパブリックコメントに際して意見を提出し、WTO サービス貿易理事会及び TBT 委員会の場で懸念を表明した。
韓国	自国造船業に対する支援措置	2025 年 11 月及び 2026 年 4 月に開催された OECD 造船委員会において、従前同様、韓国の公的支援措置の内容について説明を求めるとともにその透明性の確保を要請した。